

地域ソーシャルインパクト創出支援事業 運営業務委託 仕様書

1. 事業の背景および趣旨

神戸市では、革新的なテクノロジーやアイデアを活用し、社会課題の解決に取り組むスタートアップの支援およびエコシステム構築を進めている。

国においても、2022年に閣議決定された「スタートアップ育成5か年計画」において、社会課題の解決と持続的な経済成長を同時に目指す「インパクトスタートアップ」への支援が重要視されており、全国的に支援の動きが加速している。

また、神戸市では女性起業家支援を過去3年度にわたって行ってきたが、社会課題解決と経済成長の両立に課題を有するケースが多く、女性起業家支援の一環としても、この課題を乗り越えるための支援が必要である。

本事業は、事業を通じた社会課題解決を目指すインパクトスタートアップおよび地域企業への支援を通じ、神戸市内における社会課題の解決およびソーシャルインパクトの創出・拡大を目指す。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3. 事業内容

(1) ターゲット

本事業のターゲットは、下記に定める通り、ビジネスを通じた社会課題解決を目指すインパクトスタートアップおよび地域企業である。ターゲットに対する効果的な事業とするため、起業家にとってのメンターとなる存在や、その他支援策を行なうステークホルダーと協働するものとする。また、本事業を実施するにあたり、支援対象者にジェンダーバランスの偏りがないよう留意すること。

① インパクトスタートアップ

ビジネスを通じた社会課題解決を志し、地域におけるソーシャルインパクト創出を目指すスタートアップ。ともに高めあえる仲間や、社会課題解決および持続的な経済成長の両方を実現するためのアドバイスを求めている層を本事業の対象と想定する。起業直後～5年目ごろを主な対象として想定するが、さらなる事業の成長を目指す層であればこの限りではない。

② 地域企業

神戸市内を中心とする京阪神地域を事業エリアとし、ビジネスを通じた社会課題や地域課題の解決に関心のある企業。自社事業のソーシャルインパクト可視化や、インパクトスタートアップとの協業、社会課題解決に資する新規事業創出に積極的な企業を想定する。

(2) 事業目的

- ・ ビジネスを通じた社会課題解決について、地域内の機運を高めること。
- ・ インパクトスタートアップが、社会課題解決と持続的な経済成長の両立に必要な経営知識、スキル、ネットワークを得ること。
- ・ インパクトスタートアップおよび地域企業が、自社の事業のソーシャルインパクトを可視化・発信できるようにすること。
- ・ 地域内の社会課題解決を起点とした、スタートアップと地域企業の協業を促進すること。

(3) スケジュール（予定）

7月～8月	: キックオフイベントの開催
9月～12月	: インパクトスタートアップ向け連続プログラムの開催
12月	: 地域企業向けワークショップの開催
2月	: デモデイ・マッチングイベントの開催
3月末	: 業務完了届・業務報告書の提出

(4) 具体業務内容

① 事業広報

- ・ 本事業の受託事業者は、下記の業務を実施するにあたり、対象となるインパクトスタートアップ（社会起業家）や地域企業に広く本事業に関する情報を届けることを目的に、Google 等検索エンジンや Facebook、Instagram 等 SNS への広告出稿等による効果的なプロモーションを実施すること。
- ・ 具体的な広報媒体、手法については提案者による提案事項とする。

② キックオフイベント（1回、50～70名規模、ハイブリッド）

- ・ ビジネスを通じた社会課題解決について地域内の機運を高めること、および後続プログラム（③～④）の参加者母集団や支援者を獲得することを目的とし、社会課題解決、ソーシャルインパクト創出に関心のあるスタートアップ、起業準備層、地域企業、NPO、金融機関、支援者といった地域内の関係者を広く対象としたキックオフイベントを開催する。
- ・ 本キックオフイベントでは、ビジネスを通じた社会課題解決やインパクト投資に関する豊富な知見を持つ有識者による講演やインパクトスタートアップによる事例発表等を想定するが、具体的な内容や実施方法については提案者による提案事項とする。
- ・ 神戸市内での対面開催を想定するが、より効果的な実施が見込まれる場合には、提案により、オンラインでの配信も並行して行うハイブリッド開催も可能とする。
- ・ 本イベント終了後、参加者のうちスタートアップに対しては③、地域企業に対しては⑤への参加を勧奨すること。

③ インパクトスタートアップ向け連続プログラム（10社程度、対面開催およびオンライン）

- ・ 社会課題解決と持続可能な経済成長の両立を目指すインパクトスタートアップを募集し、10社程度を採択する。企業募集に際し、応募者数の量・質を担保するための具体的な手法について提案すること。採択企業は神戸市内のスタートアップを想定するが、すべてのプログラムに参加でき、効果が見込まれる場合はこの限りではない。また、採択者には女性が4割以上含まれるよう配慮すること。
- ・ 採択企業に対し、講座およびメンタリング等からなるプログラムを実施すること。講座は、社会課題解決と経済成長を両立するために必要な経営知識や IMM（Impact Measurement and Management）等、自社事業の社会的価値の測定・発信・向上に関する知識、金融機関や投資家等とのネットワーク形成等を含むものとし、メンタリング（もしくはグループメンタリング）において各参加者の進捗に応じた個別支援を行うことを想定する。
- ・ 講座は神戸市内の会場にて対面開催、メンタリングはオンラインでの実施を想定する。講座は全3回程度

とし、メンタリングの回数、頻度および具体的な実施方法は提案者による提案事項とする。講座の内容および講師は神戸市と協議の上、決定すること。

- ・ 講師への謝礼支払いを含む、調整、企画、実行を行なうこと。

④ 女性起業家向けプログラム（1回、10～15名程度、オンライン）

- ・ 女性起業家に対し、ロールモデルとなる先輩起業家・仲間に出会う機会や、事業の継続性・拡大を担保するために必要な会計・財務の基礎知識等を提供するためのプログラムを開催すること。
- ・ 本プログラムは1回、オンラインでの開催を想定し、③の採択者のうち女性起業家である者に加え、その他神戸市内外の女性起業家を広く募集すること（過去神戸市主催で実施した女性起業家支援事業参加者に対しては神戸市より広報を行う）。

⑤ 地域企業向けワークショップ（1回、10～15社程度、対面開催）

- ・ ビジネスを通じた社会課題解決やインパクトスタートアップとの連携に関心のある地域企業 10～15社を対象に、ビジネスを通じた社会課題解決の手法や事例について理解を深めることや、IMM（Impact Measurement and Management）等、自社事業の社会的価値の測定・発信・向上に関する知識を得ること、インパクトスタートアップとの協業に必要な知識やマインドセットの獲得を目的としたワークショップを1回開催すること。
- ・ 本ワークショップは、提案により、③の連続講座のうちの一部と合同開催することも可能とする。また、神戸市内での対面開催を想定する。

⑥ デモデイ・マッチングイベント（1回、50名規模、対面開催）

- ・ 本事業の成果を地域内で広く共有し、インパクトスタートアップと地域企業との協業を促進する、ひいては地域内ソーシャルインパクト創出・拡大に向けた素地をつくることを目的とし、本事業の集大成となるイベントを開催する。
- ・ イベントでは、③に採択されたスタートアップによるピッチ、スタートアップや地域企業等関係者によるパネルディスカッション、参加者同士のグループワーク等、参加者にとって学びの場であると同時に出会い・交流の場になるよう、内容や実施方法を工夫すること。
- ・ 本イベントは神戸市内会場での対面開催とし、参加者 50名程度を想定する。
- ・ イベントの内容および登壇者は神戸市と協議の上、決定すること。
- ・ 登壇者への謝礼支払いを含む、調整、企画、実行を行なうこと。

⑦ 情報発信

- ・ 本事業の概要説明、募集中のイベント情報、各種 SNS へのリンクを掲載したウェブサイト（LP）の作成・更新・管理・運用を実施すること。

上記①～⑦を行なう上で、いずれの項目においても、神戸市は、受託者による代替案や追加提案を受け付ける。

4. 業務報告書について

(1) 業務報告書(電子データでの提出とします)

① 業務の着手時に提出する書類(契約締結後、3 週間を目途に提出することとします)

- ・業務工程表 1 部
- ・業務実施体制図 1 部
- ・業務計画書 1 部

② 業務の完了時に提出する書類(令和 7 年 3 月末日提出)

- ・業務完了届 1 部
- ・業務報告書 1 部
イベント・プログラム実施結果、参加者概要、連携した支援者のリスト等を含む
- ・その他、業務によって得られた資料一式 1 部

(2) 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務委託書について確認を行う。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

納品場所：神戸市経済観光局新産業創造課

5. 委託料(上限)

7,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

(2) 開発環境

設計・開発については、受託者において必要な環境を用意すること。

(3) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的（週 1 回もしくは隔週程度）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(4) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(5) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS や WEB サイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和 8 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ③ WEB サイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1 年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

(6) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(8) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

(9) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(10) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上